

令和4年度 第1回大和市予防接種運営審議会 議事録

日 時:令和4年9月27日(火)午後7時30分から午後8時40分まで

場 所:大和市地域医療センター 2階 講習室

出席者:委 員 6人:玉井会長、横田委員、上田委員、出口委員、大久保委員、栗生委員

(欠席者:芳沢委員)

事務局10人:樋田健康福祉部長、新比叡健康福祉部次長、目代健康医療調整官

医療健診課:山中医療健診課長、羽鳥健康診査・がん予防・新型コロナウイルス対策係長、

矢野主査、鈴木主査、藤川主査、松田保健師

新型コロナワクチン接種担当:萩原主査

I. 開会

挨拶:樋田部長

本日は、ご多忙のなか、大和市予防接種運営審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、今年度は2年に一度の改選の時期にもあたり、本審議会委員をお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。本日、ご審議いただく議題にもあげておりますが、今年度からHPVワクチンの積極的勧奨が再開となりました。また、コロナワクチンにつきましても、新たにオミクロン株対応ワクチンの接種が開始となるところでございます。このように目まぐるしく状況が変化する中、市民が混乱なく、ワクチンの効果と副反応を理解いただき、安全に接種できますよう、委員の皆様からご意見、ご指導等をいただきたいと考えております。何卒よろしくお願ひいたします。

2. 会長の選出及び職務代理の指名

- 委員全員の賛成により玉井委員が会長となる。
- 玉井会長の指名により芳沢委員が職務代理となるも、当日欠席のため後日意向をお伺いした上、委員にお知らせすることとなる。

3. 挨拶:玉井会長

この度推薦いただきました。職務の遂行に努めて参りますのでどうぞよろしくお願いします。

4. 議題 ○:委員 ●:事務局

1) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種(HPVワクチン)について(資料I-1~6)

- ①本市におけるHPVワクチンの接種状況について説明
- ②キャッチアップ接種の概要及び本市の対応について説明
- ③自費接種者への費用助成について説明

○:9価のワクチンは助成の対象になるか。

●:2価、4価が費用助成の対象となる。

○:9価はまだ定期接種とされていないからか。

●:国は自治体の判断において9価ワクチンを助成の対象にしても構わないと示している。しかし、9価ワクチンは定期接種として認定されていないこと、もし助成の対象とした場合に、自費で任意接種すると判断して接種された方が結果的に得をしてしまうことを考えた場合、平等性を含めて考慮した結果、定期接種として認められている2価、4価のワクチンのみを対象とした。

2) 大和市定期予防接種における重大な予防接種間違いについて(資料2)

①定期予防接種における重大な予防接種間違いについて

②新型コロナワクチン接種における重大な予防接種間違いについて

○:この情報は予防接種の医療機関に届いているのか。

●:定期予防接種については本審議会終了後に各医療機関に通知を送る予定である。

●:新型コロナワクチン接種については、通知にてすでに医療機関にお知らせしている。

○:どの医療機関においても、もう一度気を引き締めなおすためにもこの情報共有を有効活用していただきたい。

3) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時予防接種実施要領等の改正について

○:インフルエンザワクチンとコロナワクチンの接種について。同時接種可能で、接種間隔は空けなくてもよいとされているが、同日接種は可能か。

●:同日も可能である。

○:小児の、11歳までの接種率が低いが、当院にも保護者より接種をどうしたらいいかと相談を受けている。今回、努力義務となったが、なかなか努力義務であることを説明しきれないことがある。改めて、努力義務とはどのようなものかご説明いただきたい。

●:予防接種法で言られている努力義務は、「接種をさせなければならない」というものではなく、接種の必要性を理解した上で判断をして接種をしていただくことを望むもの。強制力のあるものではない。予防接種について正しい情報を得ず、接種をしないという選択をすることは違う。最終的に保護者が情報を得た上で判断と納得の下に接種するもの、と捉えていただければと考えている。

○:今までとは違い、努力義務という言葉を使って勧奨しようとしているが、内容としてはほとんど変わらないということか。

●:今まで A 類疾病の予防接種対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされている。最終的な判断は保護者、又はご自身に考えていただくことは変わらない。

○:同日接種というのは、接種会場が異なってもいいのか。

●:可能である。医療機関でインフルエンザワクチンを接種し、その後、接種会場でコロナワクチンを接種することは可能であると県より回答を得ている。

○:これは周知しなくて大丈夫か。医療機関は知っているか。

●:本審議会にてご了解をいただければ、各医療機関に実施要領自体をお送りすることで周知を図ることを考えていた。同日接種を強調して周知を、ということであれば別途対応を検討したい。

○:実施要領に追記されるのであれば、それで十分である。

●:定期予防接種のうち65歳以上のインフルエンザ予防接種を行う医療機関宛には関係書類に接種間隔の規定が変わったことについての一文を入れて通知している。

4) その他

○:ムンプスワクチンについて。現在任意接種とされているが、助成ができないか以前から提案している。近隣では綾瀬市が助成をはじめた。確かに対象は1歳、一回目の接種に対して 3000 円の助成。健康都市を目標するのであれば大和市でもご一考いただきたい。

○:定期接種がかなり広まり、ロタも定期接種となった。いまだ任意接種とされているのはおたふくワクチンぐらいではないか。接種される方も多い印象があり、費用も高額になる。子育ての助成として市にやっていただけるのは良いと思う。

●:要望として承った。現在当市の事情としては原則として定期接種となったものを公費接種の対象としている。国でも定期接種化を検討中であり、動向を見ながら対応していただきたいと考えている。

○:定期接種化される前の助成についてご検討いただきたい。

●:ご要望として承る。

○:予診票にワクチンの有効期限を記入する欄があるが、非常に煩雑で時間がかかる。この作業が省略されれば作業が効率化される。有効期限切れの接種間違もあるが、近隣の市の予診票にはこの欄はない。

- :ロットシールを貼付し対応しているが。
- :現在市では、予診票を精査する際に当該項目が空欄だとどのような対応をしているのか。
- :予診票の精査は打鍵業者に委託している。精査の際には今お話のあったワクチン名、ロットナンバー、有効年月日の欄も検査している。有効期限が確認できない場合には打鍵業者から医療機関へ照会している。
- :これに関しては、提案に留めたい。

5. 連絡事項

1) 日本脳炎予防接種について(資料3-1、2)

2) 次回の開催について

●:次回の開催は例年1月下旬頃を予定している。

本日欠席された芳沢委員へ職務代理のご指名があったが、後日事務局より意向を確認し、ご都合が悪ければ改めて皆様にお諮りすることさせていただきたい。

6. 閉会